

第 36 回全国都市緑化信州フェア実行委員会の解散（案）について

本実行委員会は、第 36 回全国都市緑化信州フェア実行委員会会則第 2 条の目的を達成したことから、会則第 25 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 31 日付けで解散する。

【参考】第 36 回全国都市緑化信州フェア実行委員会会則（抜粋）

（目的）

第 2 条 実行委員会は、平成 31 年に長野県内において、第 36 回全国都市緑化信州フェア（以下「フェア」という。）を開催し、都市緑化に関する意識の高揚、知識の普及等を図ることにより、都市緑化を推進し、もって緑豊かな潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

（解散）

第 25 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。
2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。